



山形県公報

平成20年10月24日(金)
第1988号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

平成19年7月県告示第723号(旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定)の一部改正.....(保健業務課)...1383  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
 民有保安林の指定施業要件の変更.....(森林課)...1384  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...1386  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....1387

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁地域支援課)...1389  
 同.....(同) ... 同  
 一般競争入札の公告.....(教育委員会)...1390  
 職員団体の登録の取消し.....(人事委員会)...1391  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)... 同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第901号

平成19年7月県告示第723号(旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年10月24日

山形県知事 齋 藤 弘

第3項中「第3条第9号」を「第3条第11号」に改める。

第4項中「第3条第11号」を「第3条第13号」に、「社会体育施設」を「体育施設」に改める。

#### 山形県告示第902号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年10月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 新 野 文 夫 | 西置賜郡小国町大字小渡304番地 |

## 山形県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年10月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市金沢字金沢山3069
  - (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市金沢字金沢山3069
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字広河原字緑摩遠見467
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字広河原字湯ノ沢448 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字広河原字千野沢441
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小屋字柵峯708 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市一霞字宮ノ台106 - 7、106 - 9、106 - 200
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市草津字上数河5 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年10月24日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成20年10月24日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|----------------------------------|------|------------------|------------|
| 鶴岡市羽黒町後田字中田244番から<br>同 字柳原上2番4まで | 旧    | 14.0メートル<br>9.8  | メートル<br>50 |
| 同 上                              | 新    | 14.0メートル<br>12.5 | 同 上        |

山形県告示第905号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月24日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |   |                     |   |                 |   |   |   |
|---|---|---------------------|---|-----------------|---|---|---|
| 「 | 「 | 本店営業部<br>十日町出張<br>所 | 「 | 十日町二丁目4<br>番1号  | 「 | 」 | 」 |
|   | 「 | 馬見ヶ崎支<br>店千歳出張<br>所 | 「 | 千歳一丁目16番<br>41号 | 「 | 」 | 」 |

を



「

|   |                     |   |                |   |   |   |
|---|---------------------|---|----------------|---|---|---|
| 「 | 本店営業部<br>十日町出張<br>所 | 「 | 十日町二丁目4<br>番1号 | 「 | 」 | 」 |
|---|---------------------|---|----------------|---|---|---|

に改める。

別表第5中

|   |                |   |   |                   |   |       |
|---|----------------|---|---|-------------------|---|-------|
| 「 | 南陽市郡山1,089番の11 | を | 「 | 南陽市三間通176番地の<br>1 | 」 | に改める。 |
|---|----------------|---|---|-------------------|---|-------|

附 則

この規程は、平成20年10月27日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年12月22日から施行する。

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第15号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第6条の2 校長は、高等学校の教育水準の向上を図るため、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 校長は、前項の規定による評価の結果について、保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 校長は、前2項の規定による評価の結果を、教育長に報告しなければならない。

別表第1中

|           |                                |                            |                                                     |  |  |  |   |
|-----------|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|--|--|--|---|
| 同 北村山高等学校 | 普<br>通<br>商<br>業<br><br>総<br>合 | 情<br>報<br>ビ<br>ジ<br>ネ<br>ス | 募<br>集<br>停<br>止<br><br>募<br>集<br>停<br>止<br><br>200 |  |  |  | を |
|-----------|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|--|--|--|---|

|           |        |  |     |  |  |  |    |
|-----------|--------|--|-----|--|--|--|----|
| 同 北村山高等学校 | 総<br>合 |  | 200 |  |  |  | に、 |
|-----------|--------|--|-----|--|--|--|----|

|              |                      |        |    |  |  |  |   |
|--------------|----------------------|--------|----|--|--|--|---|
| 同 新庄神室産業高等学校 | 農<br>業<br><br>工<br>業 | 生物生産   | 40 |  |  |  | を |
|              |                      | 生物環境   | 40 |  |  |  |   |
|              |                      | 機械システム | 40 |  |  |  |   |
|              |                      | 電気システム | 40 |  |  |  |   |
|              |                      | 建設システム | 40 |  |  |  |   |
|              |                      | 建築デザイン | 40 |  |  |  |   |
|              |                      |        |    |  |  |  |   |

|              |                      |        |      |  |  |  |    |
|--------------|----------------------|--------|------|--|--|--|----|
| 同 新庄神室産業高等学校 | 農<br>業<br><br>工<br>業 | 生物生産   | 40   |  |  |  | に、 |
|              |                      | 生物環境   | 40   |  |  |  |    |
|              |                      | 機械システム | 40   |  |  |  |    |
|              |                      | 電気システム | 40   |  |  |  |    |
|              |                      | 建設システム | 募集停止 |  |  |  |    |
|              |                      | 建築デザイン | 募集停止 |  |  |  |    |
|              |                      | 環境デザイン | 40   |  |  |  |    |

|   |          |     |            |    |     |  |      |   |
|---|----------|-----|------------|----|-----|--|------|---|
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商 業 | 総合ビジ       | 80 | 普 通 |  | 夜 40 | を |
|   |          |     | ネス<br>国際情報 | 80 |     |  |      |   |

|   |          |     |              |      |     |  |      |    |
|---|----------|-----|--------------|------|-----|--|------|----|
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商 業 | 総合ビジ         | 募集停止 | 普 通 |  | 夜 40 | に、 |
|   |          |     | ネス           | 募集停止 |     |  |      |    |
|   |          |     | 国際情報<br>国際経営 | 120  |     |  |      |    |

|      |          |     |      |    |  |  |  |   |
|------|----------|-----|------|----|--|--|--|---|
| 同    | 酒田工業高等学校 | 工 業 | 機械技術 | 40 |  |  |  | を |
|      |          |     | 電子機械 | 40 |  |  |  |   |
|      |          |     | 情報シス | 40 |  |  |  |   |
|      |          |     | テム   |    |  |  |  |   |
|      |          |     | 土木シス | 40 |  |  |  |   |
|      |          |     | テム   |    |  |  |  |   |
| 環境エネ | 40       |     |      |    |  |  |  |   |
|      | ルギー      |     |      |    |  |  |  |   |

|      |          |     |       |      |  |  |  |     |
|------|----------|-----|-------|------|--|--|--|-----|
| 同    | 酒田工業高等学校 | 工 業 | 機械技術  | 募集停止 |  |  |  | に改め |
|      |          |     | 電子機械  | 40   |  |  |  |     |
|      |          |     | 情報シス  | 募集停止 |  |  |  |     |
|      |          |     | テム    |      |  |  |  |     |
|      |          |     | 土木シス  | 募集停止 |  |  |  |     |
|      |          |     | テム    |      |  |  |  |     |
|      |          |     | 環境エネ  | 募集停止 |  |  |  |     |
|      |          |     | ルギー   |      |  |  |  |     |
|      |          |     | 機 械   | 40   |  |  |  |     |
|      |          |     | エネルギー | 40   |  |  |  |     |
| ー技術  |          |     |       |      |  |  |  |     |
| 環境技術 | 40       |     |       |      |  |  |  |     |

る。  
別表第2中

|   |          |      |        |      |   |
|---|----------|------|--------|------|---|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 生産情報 | 1年又は2年 | 15   | を |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農 業  | 2 年    | 募集停止 |   |

|   |          |      |        |    |       |
|---|----------|------|--------|----|-------|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 生産情報 | 1年又は2年 | 15 | に改める。 |
|---|----------|------|--------|----|-------|

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年10月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 おしんサービス庄内
  - (2) 代表者の氏名  
小山 啓子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市中町三丁目7番地26号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、「公益的な愛と思いやり、助け合いの精神」を基に、酒田市及びその周辺の地域住民を対象とし、移動福祉サービスをはじめとする創造的な福祉サービスを提供することで、快適で生き甲斐のある地域社会を形成し地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年10月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
  - (2) 代表者の氏名  
西村 修
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市中町1-10-17 まちの駅 酒田なかまち内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民の自発的、主体的なNPO活動の発展を目指し、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野  
保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
社会教育の推進を図る活動  
まちづくりの推進を図る活動  
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動  
環境の保全を図る活動  
災害救援活動  
地域安全活動  
人権の擁護又は平和の推進を図る活動  
国際協力の活動  
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動  
子どもの健全育成を図る活動

情報化社会の発展を図る活動  
科学技術の振興を図る活動  
経済活動の活性化を図る活動  
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動  
消費者の保護を図る活動  
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動  
に関わるセクターに共通する活動基盤の整備を図り、地域等の公共的な課題に対応し、多様で自立した社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年10月24日

山形県教育センター所長 相馬 周一郎

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター 201研修室
- (2) 日 時 平成20年11月7日（金） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 100,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成20年11月10日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む）。
- (5) 天童市内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター総務課調達担当 電話番号023(654)2155

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年11月6日（木）午前10時までに山形県教育センター総務課調達担当に提出すること。



- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定により、次の職員団体の登録を取り消した。

平成20年10月24日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

| 登録職員団体の名称           | 取 消 年 月 日   |
|---------------------|-------------|
| 市 立 酒 田 病 院 労 働 組 合 | 平成20年10月17日 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月24日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

- (1) 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
A重油 470キロリットル
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号0237(73)3131
- (3) 落札者を決定した日 平成20年9月25日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
有限会社木嶋商店 西村山郡河北町大字岩木868番地の7
- (5) 落札金額 105円（1リットル当たり）
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成20年8月15日

正 誤

|             |            |     |       |      |      |
|-------------|------------|-----|-------|------|------|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤    | 正    |
| 平成20. 1. 25 | 第1911号     | 74  | 下から19 | 字水晶山 | 字水昌山 |

平成20年10月24日印刷  
平成20年10月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056